

今治市民活動センター使用規約

■開館体制について

1. 開館期間：原則、下記閉館期間以外の月曜日から土曜日 10時00分～19時00分
但し、貸会議室は使用日10日前までに申込みがあれば、22時00分まで開館します。
2. 休館期間：①日曜日及び国民の祝日
②12月29日～翌年1月3日までの日
但し、①について、貸会議室は使用日10日前までに申込みがあれば、10時00分～18時00分の間で開館します。

■貸会議室の使用について

1. 使用を希望する団体は、「今治市民活動センター使用者登録」をお済ませください。
2. 貸会議室は、ご利用日の6ヶ月前の日から受け付けることができます。
3. 原則としている開館期間については、使用日当日でも申込受付ができます。
4. 空調使用料は、2時間50分 100円です。
5. 使用過密時期には、同じ団体で引き続き7日を超えてのご利用、又は同じ月のうち7日を超えてのご利用をお断りする場合があります。
6. 申込内容と使用内容が異なる場合、又は他の使用者に迷惑を及ぼす恐れのある場合は、退室いただく、あるいは入館を拒否することがあります。

■その他の使用について

1. 今治市民活動センター内に設置しているコピー機、紙折り機、裁断機等をご利用（一部実費）いただけます。
2. 書籍、ビデオ等の貸し出しをしています。
3. 1階の交流スペースをご使用いただけます。

■使用にあたってのお願い

1. 【雑音】他の方の迷惑になるような大きな音や声はご遠慮ください。
2. 【ゴミ】ゴミはお持ち帰りいただくよう、お願いします。
3. 【飲食】館内の飲食は可能ですが、他の使用者の迷惑にならないようご注意ください。また、机や床などが汚れたら、清掃をお願いいたします。
4. 【喫煙】喫煙は指定された場所で行ってください。それ以外は、禁煙となっています。
5. 【キッチン】1階大会議室奥のキッチン、冷蔵庫などの設置備品、茶器は、ご自由にお使いいただけます。共有ですので、専有しないようにご配慮いただくと共に、ご使用後はかならず元の状態に戻してください。
6. 【節水・節電】節水・節電にご協力をお願いします。1階トイレ、大会議室奥のキッチン、廊下・階段、交流スペースなども含め、電気は、節電のため、未使用の場合は、電源をオフにするようお願いいたします。但し、事務局管理指定の電源については、事務局で調整いたし

ます。

7. 【動物】原則として、ペットの持ちこみは禁止です。盲導犬・介助犬など利用者が生活に必要不可欠な動物に関しては、同伴していただいて結構です。
8. 【駐車】駐車場内の事故については各自で責任を持っていただきます。
9. 【破損・紛失】備品・設備等を破損・紛失した場合は、速やかに管理団体事務所までご連絡ください。相当の補修費用をご負担願います。
10. 【事故・盗難等】施設内において生じた破損事故・盗難等すべての事故について、賠償の責任を負いかねますので、ご注意ください。
11. 【その他】今治市民活動センターをご使用いただくと同時に、広報のご協力をお願いいたします。
 - ①お知り合いの方、市民団体、企業等に今治市民活動センターをご紹介ください。
 - ②登録団体には、各種情報を送付いたします。団体構成員の方でご共有いただくと共に、興味がありそうな方へのPRをお願いいたします。
 - ③団体のパンフレットやニュースレター、イベントのチラシなどを今治市民活動センターへお送りください。情報交流スペースに展示いたします。
 - ④運営のあり方、改善点、その他、必要な事項について説明・協議する場を設けます。

附則

この規則の内容は、2007年4月1日から施行します。

なお、内容は予告なく変更されることがあります。ご了承ください。